

## 令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務委託仕様書

### 1 委託名称

令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務委託

### 2 委託概要

北九州市、福岡市及び久留米市を含む福岡県内全域における「母子世帯」、「父子世帯」及び「養育者世帯」の生活実態等を調査・分析し、所要の資料及び報告書を提出する。

ただし、福岡市、北九州市及び久留米市については、「養育者世帯」の調査等を行わず、北九州市については「寡婦世帯」の調査等を行う。

### 3 調査の方法等

実施主体（福岡県及び北九州市、福岡市、久留米市とする。以下同じ。）が作成した「調査対象世帯名簿」に基づき調査対象世帯へ、実施主体が別途指示した調査票を郵送し、令和8年11月1日現在の状況を調査する。

「母子世帯」、「父子世帯」及び「寡婦世帯」の調査票の配付は郵送法により、回収は郵送あるいはオンラインにより実施する。

「養育者世帯」については、一定の回収率を確保するため調査員が家庭訪問し、郵送法併用留置法あるいは直接聞取方法により調査を実施する。

#### (1) 実態調査票送付世帯総数等

	合計	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	寡婦世帯
福岡県	6, 250	3, 750	2, 000	500	—
北九州市	6, 000	3, 750	1, 250	—	1, 000
福岡市	4, 000	2, 600	1, 400	—	—
久留米市	1, 000	550	450	—	—

ただし、「養育者世帯」については、事前に郵送により調査対象世帯であるか否か及び実態調査への協力についての意思を確認後、協力可能世帯に対して訪問調査を実施。

#### (2) 実態調査票

ア 前回調査票を基礎資料として、実施主体と協議のうえ、今回調査の設問の設計を行う。

イ 調査票の印刷を行う。

- ・母子世帯 A4判 P20程度
- ・父子世帯 A4判 P20程度
- ・養育者世帯 A4判 P10程度
- ・養育者家庭 A4判 P 1程度（予備調査）
- ・寡婦世帯 A4判 P20程度

#### (3) 実態調査票の送付等

ア 調査票発送時には実施主体が提供する福祉関係のリーフレット等を同封する。

イ 往信用封筒、返信用封筒等の印刷を行う。

ウ 調査票を送付するための宛名シールの作成を行う（各市町村からの調査対象者名簿の収集及び取りまとめを含む）。

エ 令和8年11月1日現在の状況を回答できるよう、適切な時期に調査票を送付する。

オ 生活圏別、市郡別集計のため、回収時に回答者の居住する市区町村が分かるよう、調査票を発送する。

カ 調査票の送付・回収等に係る費用は委託業者の負担とする。

#### (4) 実態調査票の回収等

ア 調査票の返送先は委託業者とする。

イ 調査票送付後、あらかじめ定めた時期に調査票を回収し、回収状況を適宜報

告する。また、調査の未回答部分及び疑問点については、対象者に対する照会  
は行わない。

ウ 回収率の確保のため、調査票の返送期限までに調査対象者に対し調査協力に  
対するお礼状兼督促状を封書により送付する。

※お礼状 A4判 P1

エ 養育者世帯については、調査票回収時に協力謝礼品を贈呈する。協力謝礼品  
については、福岡県が承認したボールペン等を委託事業者が準備する。

(5) 郵送に係る封筒

実施主体が承認したものを委託事業者が準備し、使用する。

(6) 調査対象者への対応

- ・回答率の向上のため、対象者の状況に応じた丁寧なアプローチや、回答への心理的負担を軽減すること。
- ・原則として、調査に対する問い合わせの対応や苦情に対する処理等を行い、実施主体へ報告する。また、必要な案件については、事前に実施主体と協議を行い対応する。

(7) オンライン回答フォームの作成

- ・調査項目に従い、視認性・操作性に優れた調査システムを構築し、回答者の負担を最小限に抑え、回答率向上を図ること。
- ・作成にあたっては、テスト環境を構築し、県の確認を得ること。
- ・回答フォームは事前に入念な動作確認を行い、回答期間中も随時点検を行うこと。
- ・生活圏別、市郡別集計のため、回収時に回答者の居住する市区町村が分かるようにしておくこと。

#### 4 調査結果

学識経験者（6（2）アにより選定）による分析・監修を受け、市町村ごとに集計・  
分析を行い、集計結果は、Excel のファイルにより作成する。

(1) 集計結果は Excel 形式により作成のうえ 7（1）ウの報告書データとあわせて C  
D-R に格納し、各実施主体担当課あて、令和 9 年 1 月 31 日までに納品する。

調査結果のデータ 計 4 部

福岡県	：	1 部
北九州市	：	1 部
福岡市	：	1 部
久留米市	：	1 部

(2) 回答された実態調査票の未記入箇所や疑問点の確認は行わない。

#### 5 集計

(1) データ分析のプログラミングを行う。

(2) データの電算処理及び統計整理分析を行う。

(3) 調査の集計は、原則、前回調査と同じ項目でクロス集計を行う。また、分析の段  
階で追加の集計が発生した場合も対応する。

(4) 集計結果は、実数と比率を別表として数表を作成する。

(5) 自由意見はデータ化して内容の整理を行う。

#### 6 分析

(1) 数表及び図表の作成

ア 集計結果を基に、クロス集計、データの加工、図表作成を行う。

イ 生活圏別、市郡別などでの集計結果を数表に入れる。

ウ 他の実施主体（福岡県であれば北九州市、福岡市及び久留米市）の実態調査の  
共通項目は、数表に入れる。

(2) 結果の分析

- ア 福祉や統計分析に詳しい学識経験者を実施主体と協議のうえ選定して行う。
- イ 過去の調査との時系列の比較や必要に応じて国の調査との比較分析を行う。
- ウ 分析結果から考察を導き出し、今後の行政施策の改善・充実に資する提案を行う。

## 7 報告書（全体版及び概要版）の作成

### (1) 共通事項

- ア 原稿については、数値や語句の誤りがないよう、十分点検すること。
  - イ 全体版、概要版とも、それぞれ(2)及び(3)にて指定する部数を印刷し納品すること。
  - ウ 全体版、概要版とも、それぞれPDF形式又はWord形式により作成のうえCD-Rに格納し、各実施主体担当課あて納品する。
- |              |   |     |
|--------------|---|-----|
| 全体版及び概要版のデータ | 計 | 各4部 |
| 福岡県          | : | 各1部 |
| 北九州市         | : | 各1部 |
| 福岡市          | : | 各1部 |
| 久留米市         | : | 各1部 |

### (2) 報告書（全体版）について

- ア 報告書は、調査の概要、調査結果の概要、各設問の分析、調査結果で構成する。
- イ 設問ごとに効果的な図表を用いて、的確な分析文を作成すること。
- ウ 適宜、報告書原稿案を実施主体に提出し、指示を受けること。
- エ 全体集計結果を付記すること。
- オ 自由記述欄や選択肢の「その他」に記載された記述については、データ化して提出すること。
- カ 仕様 A4版、表紙・本文1色、表紙レザック紙
 

福岡県	:	330ページ程度
北九州市	:	360ページ程度
福岡市	:	260ページ程度
久留米市	:	230ページ程度
- キ 作成部数
 

計	730部
福岡県	: 400部
北九州市	: 200部
福岡市	: 100部
久留米市	: 30部
- ク 末頁に、調査に使用した調査票を掲載すること。

### (3) 報告書（概要版）について

- ア 使用する内容は、実施主体と協議のうえ決定する。
- イ 仕様 A4版、表紙・本文2色 28ページ程度
- ウ 作成部数
 

計	1,250部
福岡県	: 500部
北九州市	: 500部
福岡市	: 200部
久留米市	: 50部

## 8 作業日程

- 実態調査 : 令和8年11月1日
- 報告書（概要版）の作成完了 : 令和9年2月末日
- 報告書（全体版）の作成完了 : 令和9年3月末日

## 9 その他

- (1) 各過程について、県及び学識経験者と十分な連携及び協議のうえ、実施すること。
- (2) 調査の実施に当たっては、全般にわたって県の指示に従い、調査の進捗状況を報告する等、常に県と連絡を取ること。
- (3) 調査の分析について、県と十分な協議を行ったうえで報告書を提出すること。
- (4) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (5) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (6) 本業務の実施にあたっては、過去の調査結果を参考にすること。